

れいわ ねんどだい かいおうめししょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい しだい
令和2年度第3回青梅市障害者地域自立支援協議会 次第

れいわ ねん がつ にち もく
令和2年12月3日(木)
ごご じ ふん ごご じ ふん
午後2時00分～午後4時00分
しやくしょ かい かいぎしつ
市役所2階204.205会議室

1 かいかい
開会

2 あいさつ
あいさつ

3 きょうぎじこう
協議事項

(1) だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかく
第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について

ア スケジュール へんこう について (資料1)

イ だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかくそあん
第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画素案について

(資料2-1、2-2)

(2) おうめし ふくしせつとう はいち かた かん きほんほうしん
「青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」の

かいせい について (資料3-1、3-2)

(3) そのた
その他

4 ほうこくじこう
報告事項

(1) しな い ぎゃくたいつうほうなど じょうきょう
市内における虐待通報等の状況および対応について (資料 4)

(2) 青梅市障害者差別解消条例について

(資料 5)

(3) 専門部会からの報告

- ・ 日中活動・就労支援部会
- ・ 相談支援部会
- ・ 差別解消・権利擁護部会

(4) その他

- ・ 令和2年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金について
- ・ 令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策買物代行サービス事業について
- ・ 障害福祉サービス事業所等の職員等に対するPCR検査実施事業について

5 その他

(1) その他

(2) 次回委員会の開催について

第4回青梅市障害者地域自立支援協議会

令和3年2月22日(月)午後5時45分～午後7時45分

青梅市役所2階 204・205会議室

以上

第6期障害福祉計画・第2期障害児計画策定工程表(修正案)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
障がい者福祉課において素案の作成					自立支援 協議会か らの意見 聴取	素案の策定		自立支援 協議会か らの意見 聴取 東京都ヒ アリング	素案の修 正 パブリック コメントの 実施	最終案の 策定	計画の配 布

第6期青梅市障害福祉計画・第2期青梅市障害児福祉計画素案の概要

資料2-1

1. 基本指針見直しの主なポイント		青梅市計画の内容	記載ページ
①	地域における生活の維持及び継続の推進	地域生活支援拠点の整備・機能の充実	16
②	福祉施設から一般就労への移行等	成果目標の設定	17
③	「地域共生社会」の実現に向けた取組	地域生活支援事業の充実・推進	26
④	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	当事者および保健・医療・福祉に携わる方を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行う場の構築を検討	16
⑤	発達障害者等支援の一層の充実	ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの体制の確保	16
⑥	障害児通所支援等の地域支援体制の整備	児童発達支援センターの検討	35
⑦	相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターの検討	16
⑧	障害者の社会参加を支える取組	地域活動支援センター事業の充実	29
⑨	障害福祉サービス等の質の向上	障害者自立支援審査支払システム等による審査結果の分析、共有体制の構築・職員2人の研修受講	17
⑩	障害福祉人材の確保	福祉の仕事のやりがいや魅力を感じることができそうなイベントの実施や、学校等と連携した理解促進の取組等	17
2. 成果目標（計画期間が終了するR5年度末の目標）			
①	施設入所者の地域生活への移行		
ア	地域移行者数：R元年度末施設入所者の6%以上	元年度末114人の6%→6人	16
イ	施設入所者数：R元年度末の1.6%以上削減	0%・・・入所待機者の新規入所で差し引き0	16
②	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	当事者および保健・医療・福祉に携わる方を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行う場の構築を検討（既存会議の拡充を検討）	17
③	地域生活支援拠点等有する機能の充実		
ア	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討	地域生活支援拠点等の面的整備および充実を検討	17
④	福祉施設から一般就労への移行等		
ア	一般就労への移行者数：R元年度の1.27倍	元年度末9人の1.27倍→11人	17
イ	うち移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍（新）	移行支援事業：1.30倍→3人、就労A型：1.26倍→2人 就労B型：1.23倍→6人	17
ウ	就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用（新）	5年度の一般就労移行者数11人の7割→7人	18
エ	就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上（新）	就労移行支援事業所2か所の7割→1か所	18
⑤	障害児支援の提供体制の整備等		
ア	児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置	5年度末までに1カ所	36
イ	保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築	民間事業者の活用を検討	39
ウ	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保	確保済み	
エ	・医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及的ケア児等に関するコーディネータの配置（一部新）	協議の場の設置および医療的ケア児コーディネーターの配置を検討	37
⑥	相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】		
ア	各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】	自立支援協議会のネットワーク活用 基幹相談支援センターの整備に向けた検討	17
イ	各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築	障害者自立支援審査支払システム等による審査結果の分析、共有体制の構築・職員2人の研修受講	16

第6期青梅市障害福祉計画

第2期青梅市障害児福祉計画

(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)

(素案)

令和2年12月

青 梅 市

第1部 計画の策定に当たって

第1部 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨・背景

青梅市では、これまで5期にわたり障害福祉計画を策定し、平成30年度には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十五号。「障害者総合支援法等一部改正法」という。）が施行され、青梅市においても、第1期障害児福祉計画（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画を言う。）の策定を行い、障害児通所支援および障害児入所支援、ならびに障害児相談支援の提供体制を整備し、円滑な実施を推進していくことになりました。

令和元年度には、第5期青梅市障害者計画を策定し、令和2年度から令和5年度における障害者のための基本的な施策を定めました。本計画は、計画の進捗状況や近年の障害者施策等の動向を踏まえて、第5期障害者計画の実施計画として、令和3年度から令和5年度を計画期間とし、第6期青梅市障害福祉計画および第2期青梅市障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

2 計画の位置付け・性格

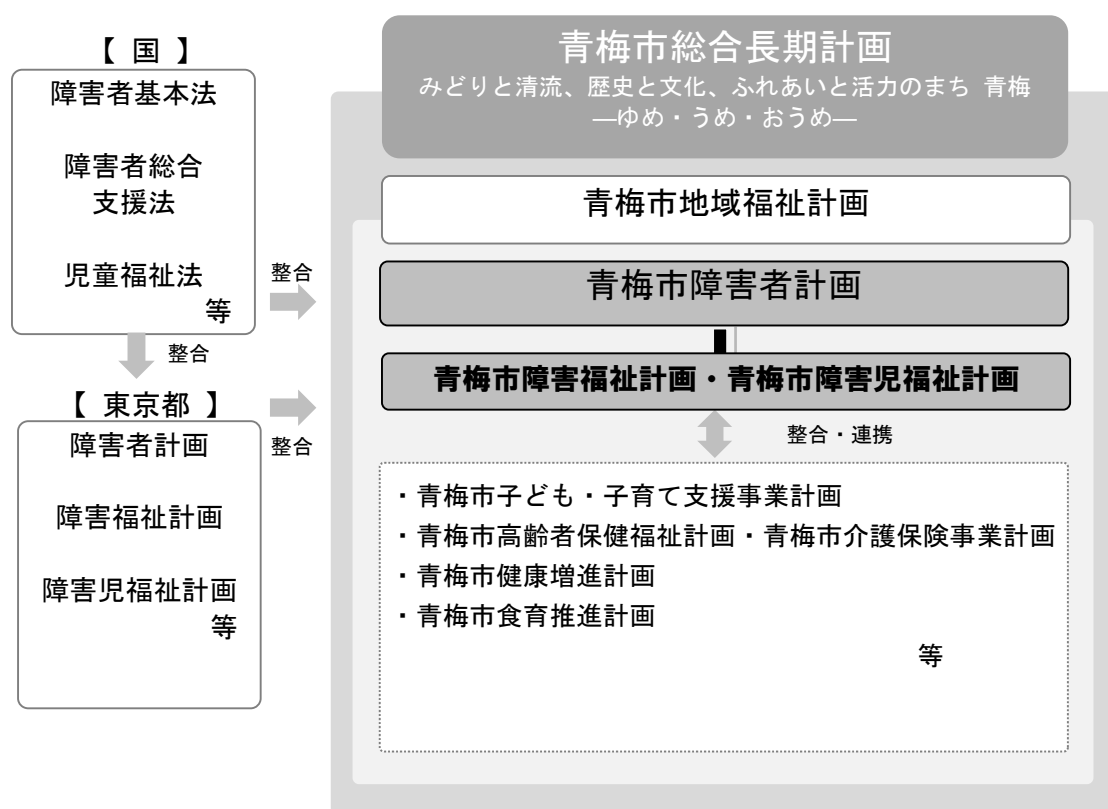
青梅市における行政計画の体系では、青梅市総合長期計画が最上位に位置付けられる計画であり、総合長期計画の実現のために、個別の行政計画が策定され、施策が実施されています。

健康福祉分野においては、その基本となる計画として「青梅市地域福祉計画」があり、健康福祉分野の個別の計画のひとつとして、障害者計画および障害福祉計画・障害児福祉計画があります。障害者計画および障害福祉計画・障害児福祉計画は、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、健康増進計画、食育推進計画とともに、福祉分野の重要な計画となっています。

障害福祉計画は、障害者の「生活支援」に関わる事項のうち、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置付けであり、「障害者総合支援法」にもとづく計画です。

障害児福祉計画は、障害児の「生活支援」に関わる事項のうち、障害児福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置付けであり、「児童福祉法」にもとづく計画です。

■計画の位置付け



3 計画の期間

第6期青梅市障害福祉計画および第2期青梅市障害児福祉計画の計画期間は、令和3年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする3か年の計画とします。

■障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害者計画	第4期						第5期		
障害福祉計画	第4期			第5期			第6期		
障害児福祉計画				第1期			第2期		

4 青梅市の障害者の現状と前計画の振り返り

(1) 障害者の推移と傾向

ア 障害者全体の推移と傾向

障害者の推移をみると、年々増加しており、令和元年度においては、難病認定者を含め、8,565人となっています。身体障害者はわずかな減少傾向、知的障害者、精神障害者、難病いずれも増加傾向にある中、精神障害者の増加が顕著であり、平成27年度と比較し、613人増加しています。



区 分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	伸び率
青梅市人口	137,052 人	136,750 人	135,986 人	135,248 人	134,086 人	97.8%
障害者数	8,043 人	8,282 人	8,497 人	8,327 人	8,565 人	106.5%
身体障害者	4,440 人	4,471 人	4,424 人	4,354 人	4,350 人	98.0%
知的障害者	1,006 人	1,046 人	1,082 人	1,126 人	1,197 人	119.0%
精神障害者	1,060 人	1,172 人	1,249 人	1,353 人	1,439 人	135.8%
難病	1,537 人	1,593 人	1,742 人	1,494 人	1,579 人	102.7%

※伸び率は、令和元年度における平成27年度比

※統計上、各障害者手帳所持者を障害者児としており、難病については、難病医療費等助成制度認定者数を計上している。

イ 身体障害者の推移と傾向

身体障害者の推移をみると、令和元年度においては、4,350人となっています。肢体不自由、視覚障害は減少傾向にあり全体として微減少傾向にあります。内部障害、聴覚障害は増加傾向にあります。内部障害は、主として心臓機能障害や腎臓機能障害が多いため、高齢化の影響により増加しているものと推測されます。



ウ 知的障害者の推移と傾向

知的障害者の推移を見ると、令和元年度においては、1,197人となっており、年々増加している状況にあります。認定別に見ると、4度（軽度）の方が最も多く増加しており、平成27年度に比べ、282人増加しています。



エ 精神障害者の推移と傾向

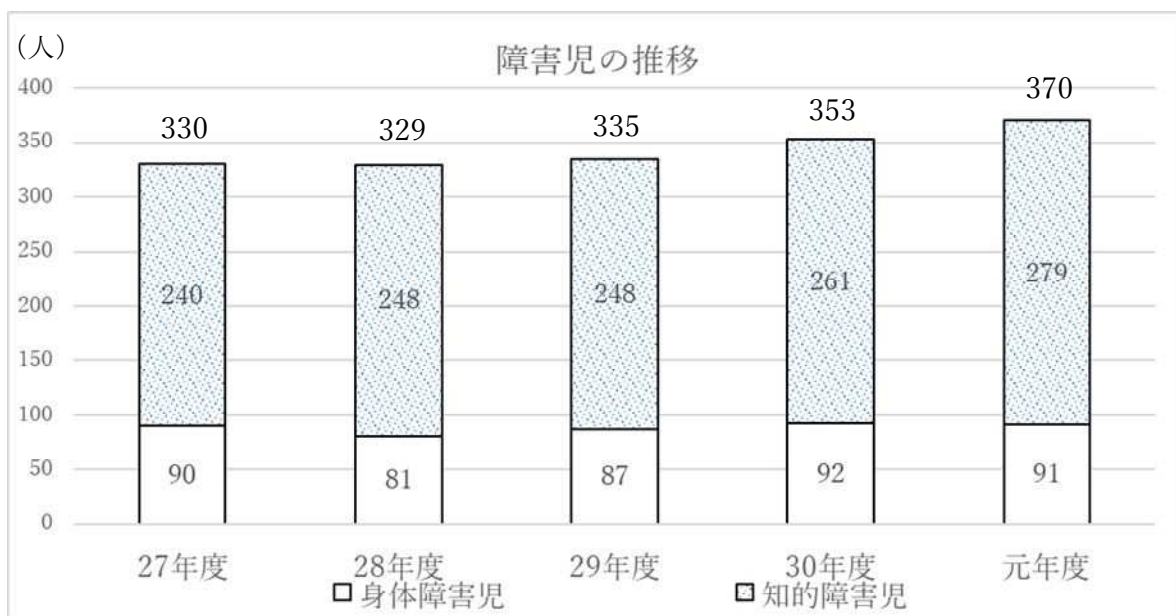
精神障害者の推移を見ると、令和元年度においては、1,439人となっています。他の障害と比較し、増加が顕著であり、平成27年度に比べて、461人（伸び率：約135.8%）となっています。また、認定別に見ると、2級、3級が増加しており、1級は微減少傾向にあります。



(2) 障害児の推移と傾向

ア 障害者全体の推移と傾向

手帳を所持する障害児は、令和元年度においては、370人となっており、知的障害が増加しており、全体として増加傾向です。発達の遅れやつまずきなどがあっても、障害者手帳を取得するとは限らないため、手帳を所持していなくても支援を必要としている子どももいますが、統計的な把握は困難となっています。



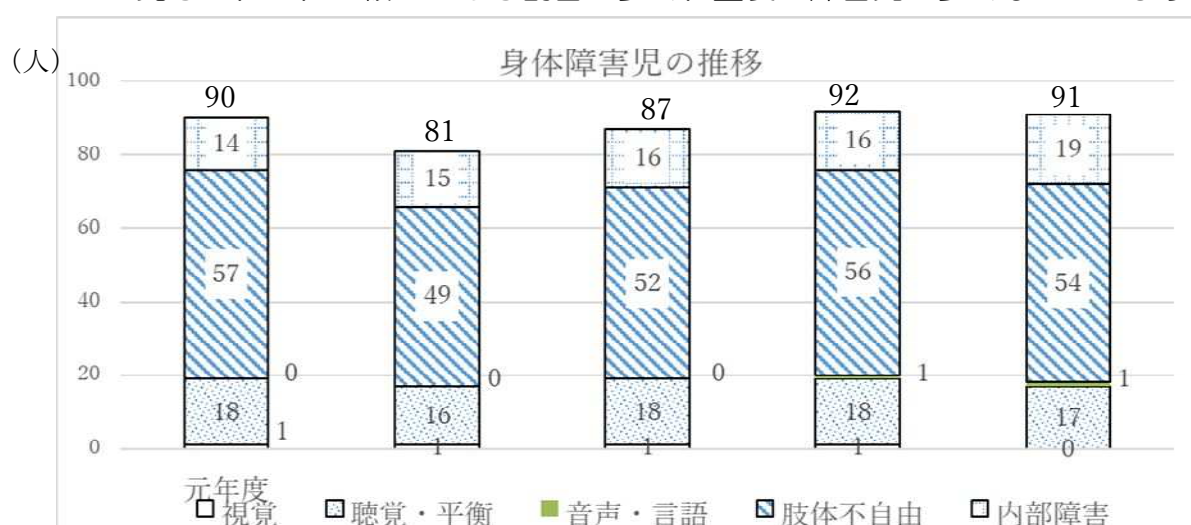
区 分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	伸び率
18 歳未満人口	20,498 人	20,160 人	19,497 人	19,041 人	18,366 人	89.6%
障害児数	330 人	329 人	335 人	353 人	370 人	121.2%
身体障害児	90 人	81 人	87 人	92 人	91 人	101.1%
知的障害児	240 人	248 人	248 人	261 人	279 人	116.3%

※18 歳未満の人口は、各年度 1 月 1 日現在の人口を計上している。

※障害児の数は、各障害に関する手帳を所持している 18 歳未満の各年度末の数を計上している。

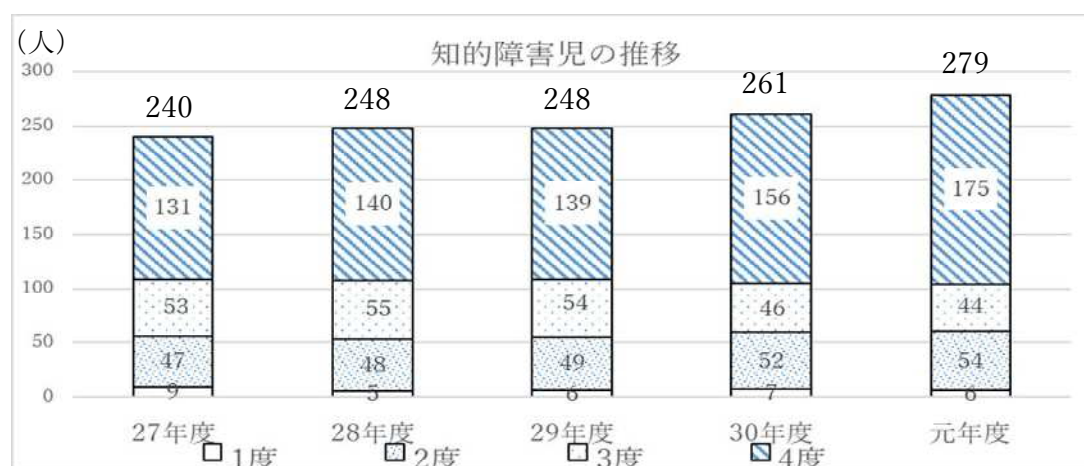
イ 身体障害児の推移と傾向

身体障害児の推移を見ると、令和元年度では、91 人となっています。認定別に見ると、1、2 級の占める割合が多く、重度の障害児が多くなっています。



ウ 知的障害児の推移と傾向

身体障害児の推移を見ると、令和元年度では、279 人となっています。認定別に見ると、4 度（軽度）の占める割合が多く、軽度の障害児が多くなっています。



(3) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画におけるサービスの利用状況、取組の振り返り

第5期障害福祉計画および第1期障害児福祉計画に示した平成30年度から令和2年度までの3か年における支援の種類ごとに事業量見込みと実績については以下のとおりです。

ア 障害福祉サービスの実施状況（第5期障害福祉計画）

- ・ 訪問系サービスでは、居宅介護や重度訪問介護、同行援護の利用者数が増加傾向にあります。一方、利用時間としては、重度訪問介護を除き、それほど伸びが高い状況ではありません。
- ・ 訪問系サービスでは、居宅介護や重度訪問介護、同行援護の利用者数が増加傾向にあります。一方、利用時間としては、重度訪問介護を除き、それほど伸びが高い状況ではありません。
- ・ 居住系サービスや相談支援では、計画相談、地域移行支援、地域定着支援などの相談支援や共同生活援助が増加傾向にある一方、施設入所支援は横ばいとなっています。

イ 地域生活支援事業の実施状況

- ・ 日常生活用具給付は増加傾向にありますが、手話通訳者・要約筆記者派遣事業や情報・意思疎通支援用具などのコミュニケーションに関するサービスの利用は減少傾向にあります。

ウ 障害児向けサービスの実施状況（第1期障害児福祉計画）

- ・ 児童発達支援は急増し、放課後等デイサービスの利用は市内に新規事業所が増えたことにより増加しています。また、放課後等デイサービス事業の質の向上に対する取組として、市内事業所の連絡協議会を立ち上げ、情報共有、支援力向上のための研修会等を開催しました。一方、医療型児童発達支援や居宅訪問型児童発達支援や保育所等訪問支援は、市内および近隣に事業所が無いことから利用はありませんでした。

第 2 部 障害福祉計画

第 2 部 障害福祉計画

1 成果目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国は、令和 5 年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定するに当たり、令和元年度末時点の施設入所者の 6%以上の削減を基本として、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定するよう求めています。

青梅市の現状としては、既に施設を必要とする人が施設を利用しており、地域生活へ移行する人がいても新たに施設入所を希望される人もいることなどを踏まえ、令和 5 年度末における削減見込みは「0 人」、地域生活移行者数は「6 人程度」と設定しました。

※児童福祉法の改正により、18 歳以上の入所者について、障害者総合支援法にもとづく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定しました。

項 目	数 値	考 え 方
令和元年末時点の入所者数（Ⅰ）	114 人	令和 2 年 3 月 31 日の施設入所者数
目標年度入所者数（Ⅱ）	114 人	令和 5 年度末時点の施設入所者数
【目標値】削減見込み（Ⅰ－Ⅱ）	0 人	既存入所の減と、新規入所者の増の差し引き （国の目標は 1.6%以上削減）
【目標値】 地域生活移行者数	6 人 6%	施設入所からグループホーム等へ移行者数 （令和2年3月31日の施設入所者数の6%）

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国は、長期入院精神障害者の地域移行を進めるに当たっては、精神病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築していく必要性を求めています。

青梅市では、当事者および保健・医療・福祉に携わる方を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行う場の構築を検討します。

(3) 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、地域生活支援拠点等の整備、機能の充実

国は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐ相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要性を求めています。

青梅市では、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障害児者やその家族が安心して生活するための、地域生活支援拠点等の面的整備および充実を検討します。

(4) 相談支援体制の充実・強化等

国は、相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを求めています。

青梅市では、地域の相談機関との連携強化の取組として、障害者地域自立支援協議会を通じた相談支援事業者と市の意見交換や、相談支援事業所連絡会当による事業者間のネットワークの構築も含めた、総合相談・専門相談・権利擁護・地域移行等、相談支援の中核的役割を担う機関である基幹相談支援センターの整備の在り方について引き続き検討します。

(5) 発達障害者等に対する支援の充実

国は、発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族に対する支援体制を確保することを求めています。

青梅市では、関係機関と連携し、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの体制の確保に向けた検討をします。

（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の強化

国は、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行なえるよう、東京都が実施する障害福祉サービス等にかかる研修その他の研修への職員の参加人数の見込みを設定すること、また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築を求めています。

青梅市では、毎年、障がい者福祉課職員２人の研修受講を目標とし、審査結果の分析、共有体制の構築についての検討を進めます。

障害福祉サービス等を担う人材の確保は、現在も多くの事業所等で課題となっています。青梅市では、福祉の仕事のやりがいや魅力を感じることができるようなイベントの実施や、学校等と連携した理解促進の取組等を行い、福祉人材の確保に努め、障害者の特性に応じた適切な支援が提供できるよう、障害福祉サービスの質の向上を図ります。

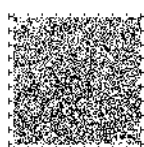
（７）福祉施設から一般就労への移行

ア 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

国は、目標の設定に当たっては、今般の傾向等を踏まえつつ、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定するよう求めています。

青梅市は、これまでの実績および地域の実情を踏まえつつ、令和５年度末までに令和元年度実績の１．２７倍以上の一般就労への移行実績者数を設定しました。

項 目	数 値	考 え 方
令和元年度の 一般就労移行者数	９人	令和元年度において福祉施設を通じて、一般就労した方の数
うち、就労移行支援利用者	２人	令和元年度において就労移行支援利用して一般就労した方の数
うち、就労継続支援Ａ型	２人	令和元年度において就労継続支援Ａ型を利用して一般就労した方の数
うち、就労継続支援Ｂ型	５人	令和元年度において就労継続支援Ｂ型を利用して一般就労した方の数
【目標値】目標年度における 一般就労移行者数	１１人 １.２７倍	令和５年度において福祉施設を通じて、一般就労する方の数
うち、就労移行支援利用者	３人 １.３０倍	令和５年度において就労移行支援事業所等を通じて、一般就労する方の数
うち、就労継続支援Ａ型	２人 １.２６倍	令和５年度において就労継続支援Ａ型を通じて、一般就労する方の数
うち、就労継続支援Ｂ型	６人 １.２３倍	令和５年度において就労継続支援Ｂ型を通じて、一般就労する方の数



イ 就労定着支援事業の利用者数

国は、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数および事業所ごとの就労定着率の設定を図ることとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域の事業所数等を踏まえて、令和 5 年度末における就労移行支援事業所等を通じて一般就労する利用者の 7 割が就労定着支援を利用するように求めています。

青梅市は、これまでの実績および地域の実情を踏まえて、令和 5 年度末における就労移行者の 7 割以上が就労定着支援事業を利用すると設定しました。

項 目	数 値	考 え 方
令和元年度末の 就労移行支援事業の利用者数	70 人	令和元年度において就労移行支援事業を利用した方の数
【目標値】目標年度の 就労移行支援事業の利用者数	80 人	令和元年度において就労移行支援事業を利用する方の数
令和 5 年度末の就労移行者数	11 人	令和 5 年度において就労定着支援事業を利用して一般就労する方の数（見込み）
【目標値】目標年度の 就労定着支援事業の利用者数	7 人 70.0%	令和 5 年度における就労移行者のうち 7 割以上が就労定着支援事業を利用

ウ 就労定着支援の事業所ごとの定着率

国は、令和 5 年度末において、就労移行支援事業所の利用者の就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上に設定するよう求めています。

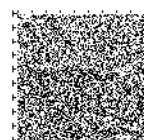
青梅市では、一般就労の定着を推進していくため、全就労定着支援事業所において、就労移行率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上に設定しました。

項 目	数 値	考 え 方
令和 5 年度末の 就労定着率が 8 割以上の事業所数	1 か所	青梅市内の就労定着支援事業所（2 か所）の 7 割以上

エ 就労定着支援による職場定着率

国は、障害者の就労定着を推進するため、就労定着支援事業の定着率を、各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80% とすることを基本としています。

青梅市においても、就労定着に向けた支援を、就労支援センター等と連携を図りながら、各年度における支援開始 1 年後の定着率を、国の目標と同じ 80% に設定しました。



２ サービス等の見込量およびその確保策

第6期障害福祉計画は、令和元年度までの実績および令和2年度の見込数を参考に想定される需要量としてサービス見込量を算定しています。

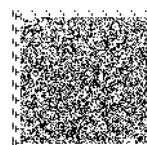
（１）訪問系サービス

【事業の概要】

事業名	内 容
居宅介護	居宅における入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で、常時介護を要する方に対し、居宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動の介護を総合的に行うサービスを提供します。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある方に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等のサービスを提供します。
行動援護	知的障害または精神障害により、行動上著しい困難がある方で常時介護を必要とする方に対し、行動の際に生ずる危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。
重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とする方で、介護の必要の程度が著しく高い方に対し、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

【サービス見込量】

計画	単位	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人/月	118	119	120	121	122
重度訪問介護	人/月	9	9	10	10	11
同行援護	人/月	83	83	85	87	89
行動援護	人/月	26	26	28	30	32
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0
合計	時間/月	2,701	2,571	2,630	2,689	2,748
	人/月	236	237	243	248	254



【サービス見込量の考え方】

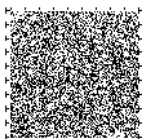
令和元年度までの利用実績および令和２年度の見込数をもとに、利用者数や障害者手帳所持者数の推移を踏まえて、見込量を設定しました。

【見込量の確保策の考え方】

居宅介護サービスを提供する事業者は、ほぼ充足しています。今後も、サービス利用者の増加や施設入所者の地域移行等の進行を見込みながら、その他のサービスを含めサービス利用の増加に対応していきます。このため、事業者には、国や東京都からの情報の提供を行うなど、今後見込まれるサービスの需要の確保を図ります。

あわせて、サービスの質の向上を図るため、事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした研修会や講演会等の情報提供について必要な支援を行います。

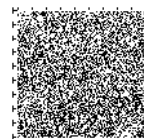
また、利用者に対しては、東京都などの情報を利用して、障害者が利用するサービスを選択する幅を広げるための事業者情報の提供に努めます。



(2) 日中活動系サービス

【事業の概要】

事業名	内 容
生活介護	常時介護を必要とする方に対し、主に昼間、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動または生産活動の機会の提供などのサービスを提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体機能・生活能力の維持・向上等の支援に必要な身体障害者に対し、身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事などの訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する対象者に、定められた期間、生産活動・その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労継続支援 (A型)	雇用契約にもとづく就労の機会を提供します。また、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労への移行に向けた支援を行います。
就労継続支援 (B型)	就労の機会や生産活動の機会を提供します。また、知識・能力が高まった方については、就労への移行に向けた支援を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連携調整等を一定の期間にわたり支援を行います。
療養介護	医療を要する障害者で常時介護を要する方に対し、主に昼間、病院、その他の施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。
短期入所	介護者が病気などの理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な方に、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。



【サービス見込量】

計画	単位	令和元年度 実績	令和２年度 見込み	第６期計画		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度
生活介護	人/月	248	253	258	263	268
自立訓練 （機能訓練）	人/月	2	2	2	3	3
自立訓練 （生活訓練）	人/月	10	10	12	12	13
就労移行支援	人/月	70	65	70	75	80
就労継続支援 （Ａ型）	人/月	35	35	37	39	41
就労継続支援 （Ｂ型）	人/月	324	320	325	330	335
就労定着支援	人/月	28	35	40	45	50
療養介護	人/月	13	14	14	15	15
短期入所	人/月	119	108	125	130	135

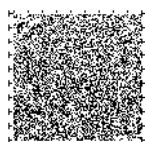
【サービス見込量の考え方】

令和元年度までの利用実績および令和２年度の見込数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込量を設定しました。

【見込量の確保策の考え方】

市内に必要な施設や不足が見込まれるサービスについては、国や東京都の施策を活用しながら既存の事業者によるサービスの拡充を支援するとともに、新たな事業者の開拓・支援などを検討し、サービス量が確保されるような施策を検討します。

障害のある方で、就労を希望する方を支援するために設置した就労支援センターを有効に活用し、引き続き、民間企業、福祉施設等と公的機関が連携し、就労に関する支援の充実を図ります。



(3) 居住系サービス

【事業の概要】

事業名	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した、障害者に対し、一定期間にわたり定期的な巡回訪問等を行い、障害者の理解力、生活力等を補う支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	就労し、または就労継続支援等の日中活動を利用している障害者に対し、地域において自立した生活を営む上で必要な家事などの支援、相談支援等を行います。
施設入所支援	障害者支援施設における、生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、主に夜間において必要な入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。

【サービス見込量】

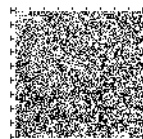
計画	単位	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	1	2	3	4	5
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	182	185	190	195	200
施設入所支援	人/月	114	114	114	114	114

【サービス見込量の考え方】

令和元年度までの利用実績および令和2年度の見込数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込量を設定しました。

【見込量の確保策の考え方】

サービスの提供に向けて、事業者への情報提供や利用者からの相談に応ずる体制を強化するとともに、共同生活援助（グループホーム）の利用促進について、設置数が増加傾向にあります。青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する方針にもとづき、市民利用や重度障害の方の受入れが可能なグループホームの設置について、民間事業者に対し情報提供等の支援を図ります。



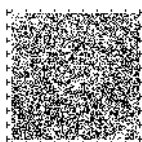
(4) 相談支援

【事業の概要】

事業名	内 容
計画相談支援	対象者は、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する全ての障害者です。サービス内容は、次のとおりです。 支給決定時は、 ① 支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害者支援利用計画案を作成 ② 支給決定または変更後、事業者等との連絡調整、計画の作成 支給決定後は、 ① 一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う。(モニタリング) ② 事業者等との連絡調整、支給決定または支給決定の変更にかかる申請の勧奨
地域移行支援	対象者は、障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者です。 サービス内容は、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などで、支援期間は、6か月から12か月です。
地域定着支援	対象者は、独り暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方などで、その他家族等の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者です。 サービス内容は、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談などで、支援期間は、12か月以内です。

【サービス見込量】

計画	単位	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	1,606	1,650	1,722	1,780	1,820
地域移行支援	人/月	4	4	4	5	6
地域定着支援	人/月	0	1	2	3	5



【サービス見込量の考え方】

（計画相談支援）

障害福祉サービスおよび地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数等を勘案し、原則として、3年間で計画的に全ての障害福祉サービスおよび地域相談支援の利用者を計画相談支援の対象として、利用者数を見込みました。

（地域移行支援）

福祉施設の入所者および入院中の精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数を見込みました。

※ 地域移行支援については、入所または入院前の居住地を有する市町村が実施主体となるため、入院または入所前の居住地の市町村が、対象者数を見込みます。

（地域定着支援）

地域移行支援を受けた独り暮らしの方や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない方を勘案して、利用者数を見込みました。

【見込量の確保策の考え方】

事業者による計画相談支援の充実を図り、地域移行支援や地域定着支援を検討します。

サービスの趣旨を踏まえ、事業者と利用者の間に立った、公平で公正な計画相談支援が行えるよう、関係機関と連携を図ります。

事業者や施設、民生委員・児童委員などからの情報を活かし、利用者が求める必要なサービス利用が図れるような体制づくりを推進します。

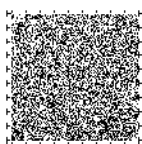
サービスの利用促進のための周知、広報活動に努めます。



3 地域生活支援事業

【事業の概要】

事業名		内 容
必 須 事 業	①相談支援事業	地域の障害者等の福祉に関する問題について、障害者等、障害児の保護者または障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行い、事業者等との連絡調整（サービス利用支援および継続サービス利用支援に関するものを除く。）などの便宜を総合的に提供します。
	②コミュニケーション支援事業	意思の伝達に支援が必要な障害者等に対して、手話通訳等を派遣する事業などを行います。
	③日常生活用具費給付等事業	日常生活における便宜を図るため、障害者等に補装具以外の機器で自立した日常生活を支援する用具費の給付および用具の貸与を行います。
	④移動支援事業	自立支援給付の対象とならないケースでの外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。
	⑤地域活動支援センター事業	創造的な活動や、生産活動など様々な活動を支援する場としての機能を強化するとともに、専門職員等を配置して、医療・福祉・地域との連携を強化し、障害者の地域生活を支援します。
	⑥成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で、制度の利用に要する費用について補助を受けなければ制度の利用が困難な障害者に対して、経費の一部を助成し利用の促進を図ります。
そ の 他 事 業	⑦日中一時支援事業	日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練などを行います。
	⑧自動車運転教習費補助事業	障害者が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を補助することにより、心身障害者の日常生活の利便および生活圏の拡大を図ります。
	⑨自動車改造費補助事業	障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障害者の社会復帰の促進を図ります。
	⑩点字図書給付等事業	希望する図書の点字変換費用の補助を行います。
	⑪奉仕員等養成事業	手話奉仕員（通訳者）、要約に必要な技術などを習得した要約筆記奉仕員、点訳または朗読に必要な技術を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成する研修を実施します。
	⑫就労支援センター事業	障害者の企業就労等を支援するため、就労支援や生活支援のコーディネーターを配置し、必要な相談、情報提供、支援等を総合的に行います。



【サービス見込量】

①相談支援事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和２年度 見込み	第６期計画		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度
相談支援事業	相談件数	7,507	7,580	7,660	7,740	7,820

＜実施に向けての考え方＞

障がい者サポートセンターでは、一般相談支援をはじめ、高次脳機能障害や発達障害等の相談支援体制の充実を図り、個々の障害特性を考慮した相談支援体制を維持し、地域における障害者の相談支援ネットワークの拡大に向けて取り組みます。

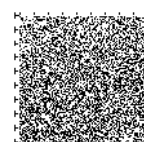
令和元年度までの実績および令和２年度の見込み数を踏まえ、今後の利用見込みを設定しました。

②コミュニケーション（意思疎通）支援事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和２年度 見込み	第６期計画		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度
コミュニケーション支援事業	人	183	122	180	183	185
	時間	330	207	324	330	334

＜実施に向けての考え方＞

令和元年度までの実績および令和２年度の見込数を踏まえて、引き続き、必要な施策を実施し事業の充実を図ります。



③日常生活用具費給付等事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和２年度 見込み	第６期計画		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度
日常生活用具費 給付等事業	件	3,349	3,485	3,659	3,805	3,957

<実施に向けての考え方>

令和元年度までの実績および令和２年度の見込数を踏まえて、引き続き、必要な施策を実施し、事業の充実を図ります。

技術の進歩、発展による日常生活用具の機能向上に対し柔軟な対応を図る事業体制の整備に努めます。

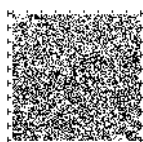
国や東京都の新たな取組による施策を活用して、必要に応じた支援を検討し、可能な範囲で実施します。

④移動支援事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和２年度 見込み	第６期計画		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度
移動支援事業	人	158	158	162	166	200
	時間	12,608	12,640	12,880	13,280	16,000

<実施に向けての考え方>

令和元年度までの実績および令和２年度の見込数を踏まえて、引き続き、必要な施策を実施します。



⑤地域活動支援センター事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和２年度 見込み	第６期計画		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域活動支援 センター事業	か所	1	1	1	1	1

＜実施に向けての考え方＞

地域活動支援センターの基礎的事業や機能強化事業を実施してきた、障がい者サポートセンター事業の充実を図り、障害者支援事業所等に情報の提供や支援を行う体制を強化し、障害者の自立に向けた生活支援を引き続き実施します。

基礎的事業は、創作的活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動機会の提供を充実します。

機能強化事業（Ⅰ型）は、保健師、社会福祉士、作業療法士、精神保健福祉士等の専門職員の配置による相談支援事業の強化や、福祉および地域の社会基盤との連携の強化、地域住民ボランティアの育成や障害者への理解のための普及啓発等の事業を引き続き実施します。

また、障害者（児）とその家族、地元住民、学校など、地域と連携したネットワークの整備を充実します。

⑥成年後見制度利用支援事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和２年度 見込み	第６期計画		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度
成年後見制度 利用支援事業	件	0	4	5	5	6

＜実施に向けての考え方＞

令和元年度までの実績および令和２年度の見込数を踏まえて、引き続き、必要な施策を実施します。

障害者の判断能力等を勘案して、補助、保佐、後見など、必要な支援を行います。



⑦日中一時支援事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和２年度 見込み	第６期計画		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度
日中一時支援 事業	人	16	20	23	25	28
	日	158	100	150	152	160

<実施に向けての考え方>

令和元年度までの実績および令和２年度の見込数を踏まえて、今後の利用見込量を設定しました。

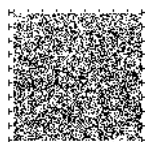
需要に対してサービスの供給が少ない事業であることから、今後とも、国や東京都の施策を活用し、必要に応じて事業者への支援を検討し、可能な範囲で供給の拡大を図ります。

⑧自動車運転教習費補助事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和２年度 見込み	第６期計画		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度
自動車運転教習費 補助事業	件	1	3	4	5	6

<実施に向けての考え方>

令和元年度までの実績および令和２年度の見込数を踏まえて、引き続き、障害のある方の社会参加に向けて自動車運転教習費の補助を実施します。



⑨自動車改造費補助事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和２年度 見込み	第６期計画		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度
自動車改造費補助事業	件	1	3	4	5	6

＜実施に向けての考え方＞

令和元年度までの実績および令和２年度の見込数を踏まえて、引き続き、障害のある方の社会参加に向けて自動車改造費の補助を実施します。

⑩点字図書給付等事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和２年度 見込み	第６期計画		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度
点字図書給付等事業	人	0	1	1	1	1

＜実施に向けての考え方＞

令和元年度までの実績および令和２年度の見込数を踏まえて、今後の利用見込量を設定しました。

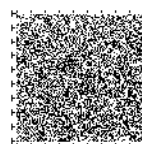
障害のある方の文化・教養享受の機会を確保するため、引き続き、点字図書給付等の助成を実施します。

⑪奉仕員等養成事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和２年度 見込み	第６期計画		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度
奉仕員等養成事業	回	33	40	33	62	33
	人	36	40	40	60	40

＜実施に向けての考え方＞

令和元年度までの実績および令和２年度の見込数を踏まえて、今後の修了者の見込量を設定しました。



⑫就労支援センター事業

計画	単位	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第6期計画		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労支援センター事業	雇用実績 (※1)	46	40	48	51	53
	相談件数 (※2)	5,885	5,980	5,985	6,035	6,085

※1 雇用実績については、2か年の登録制のため、一定の規模で推移すると想定しました。

※2 相談件数については、職場定着支援の増加を想定しました。

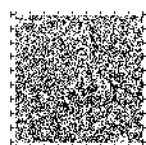
職場定着目標率は、就労支援定着事業による支援開始1年後の職場定着率目標と同様の80%とします。

＜実施に向けての考え方＞

青梅市就労支援センターは平成20年10月に開設してから13年を迎え、その間、職業相談、就職準備支援、ジョブコーチの派遣などの就労面の支援や日常生活支援、職業生活支援などの生活面の支援などを中心に、障害のある方の企業就労を支援してきました。

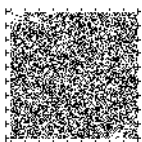
令和元年度までの実績および令和2年度の見込数を踏まえて、今後の利用見込量を設定しました。

また、今後は、就労後の職業定着支援や、障害者の就労拡大のための企業開拓に向けて、特別支援学校や関係機関との連携をさらに図り、継続した支援体制を整備します。



障害児福祉計画





障害児福祉計画

1 成果目標の設定 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

都道府県の障害保健福祉圏域別の障害児通所支援および障害児相談支援の状況からみると、児童発達支援や放課後等デイサービス、障害者相談支援の事業所は、ほとんどの圏域において、少なくとも1か所以上が指定されている状況にあります。しかしながら、児童発達支援を行う事業所のうち、児童発達支援に加え、保育所等訪問支援などの地域支援を行い、障害児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターについては、全ての圏域で配置されているという状況に至っていません。また、保育所等訪問支援についても、すべての圏域で配置されているという状況に至っていません。

国は、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村（市町村単独が困難な時は圏域）に少なくとも1か所設置、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標として求めています。

青梅市では、引き続き、既存施設の活用や民間事業者による対応などについて検討します。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるというインクルージョンの考え方にもとづき、地域社会への参加を推進します。

(2) 医療的ニーズへの対応について

障害児通所支援が整備されたとしても、医療的ニーズの高い重症心身障害児は、一般の障害児通所支援で支援を受けることが難しい状況にあります。このため、重症心身障害児を主に支援する事業所は少なく、身近な地域で支援が受けられる状況になっていません。

国は、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。また、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域および各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本（市町村単独が困難な時は圏域）とし、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を求めています。

青梅市では、医療的ケア児支援のため、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る協議の場について引き続き検討します。

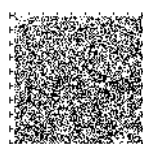
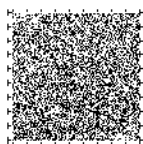
また、医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用調整などの役割を担うコーディネーターの配置について検討します。

(3) 放課後等デイサービスの質の向上について

障害児支援の量的整備とは別に、支援の質の向上が求められています。特に、放課後等デイサービスは、量的な拡大はしていますが、適切な発達支援が行われず単なる居場所となっている事例や、発達支援の技術が十分でない事業所が軽度の障害児を集めている事例があるとの指摘があり、放課後等デイサービスガイドラインを活用した支援の質の向上が求められています。

国は、放課後等デイサービスの質の向上を図るため、平成27年4月に策定した放課後等デイサービスガイドラインを活用した成果目標について検討を求めています。

青梅市では、平成30年度に設置した、放課後等デイサービス事業所連絡協議会における活動を充実させ、質の向上を図っていきます。



2 サービス等の見込量およびその確保策

(1) 相談支援

【事業の概要】

事業名	内 容
計画相談支援	対象者は、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する全ての障害児です。サービス内容は、次のとおりです。 支給決定時は、 ① 支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成 ② 支給決定または変更後、事業者等との連絡調整、計画の作成 支給決定後は、 ① 一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う。(モニタリング) ② 事業者等との連絡調整、支給決定または支給決定の変更にかかる申請の勧奨

【サービス見込量】

計画	単位	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第2期計画		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	24	40	48	51	53

【サービス見込量の考え方】

令和元年度までの利用実績および令和2年度の見込数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込量を設定しました。

【見込量の確保策の考え方】

事業者による計画相談支援の充実を図ります。

サービスの趣旨を踏まえ、事業者と利用者の上に立った、公平で公正な計画相談支援が行えるよう、関係機関と連携を図ります。

事業者や施設、民生委員・児童委員などからの情報を活かし、利用者が求める必要なサービス利用が図れるような体制づくりを推進します。

サービスの利用促進のための周知、広報活動に努めます。



(2) 障害児サービス

【事業の概要】

事業名	内 容
児童発達支援	障害児（未就学）が施設に通所し、日常生活における基本的な動作の指導および集団生活への適用訓練を行います。
医療型 児童発達支援	肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関等に通所または通院し、児童発達支援および治療を行います。
放課後等 デイサービス	学校（幼稚園および大学を除く。）に就学している障害児について、授業の終了後または休日に児童発達支援センター等の施設に通所し、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等 訪問支援	保育所その他の集団生活を営む施設等に通う障害児について、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児について、発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【サービス見込量】

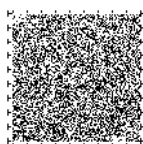
計画	単位	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	第2期計画		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	24	45	50	55	60
医療型 児童発達支援	人/月	0	0	1	1	1
放課後等 デイサービス	人/月	278	283	293	303	313
保育所等訪問支援	人/月	0	2	3	4	5
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	2	1	1	1

【サービス見込量の考え方】

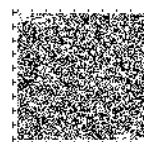
令和元年度までの利用実績および令和2年度の見込数をもとに、利用者数の推移を踏まえて、見込量を設定しました。

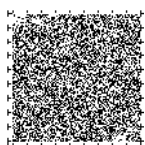
【見込量の確保策の考え方】

サービスの提供に向けて、事業者への情報提供や利用者からの相談に応ずる体制を整備するとともに、民間事業者の活用を検討します。



第4部 計画の推進に向けて





第4部 計画の推進に向けて

1 推進体制の充実

障害福祉計画および障害児福祉計画を推進するため、その中心的な役割を担う青梅市障害者地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）の充実を図るとともに、具体的な施策実現のため、必要な連携に努めます。

【自立支援協議会の所掌事務】（青梅市障害者地域自立支援協議会設置要綱から抜粋）

- （１）分野を超えた地域のネットワーク（顔と顔が見える関係）づくりに関すること。
- （２）障害のある人、支援する機関等が抱える潜在化した問題を顕在化させることで、見えてくる困難な課題への対応の在り方に関すること。
- （３）障害者計画の実施状況の検証および評価に関すること。
- （４）中立性、公平性を確保しつつ、相談支援事業の有効性や問題点を評価すること。
- （５）障害のある人およびその家族を支える地域における制度や仕組み等支援の連携に関すること。
- （６）社会資源の開発および改善に関すること。
- （７）その他協議会において必要と認めること。

また、本計画を推進し、障害のある方が住み慣れた地域でともに生活し、活動できる社会を実現していくためには、市民をはじめ、障害者団体、ボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など多くの地域関係団体・機関の参加と行動が不可欠であることから、それらの関係団体・機関と相互に連携を図り、計画を推進していきます。

2 計画の実施状況の点検・評価

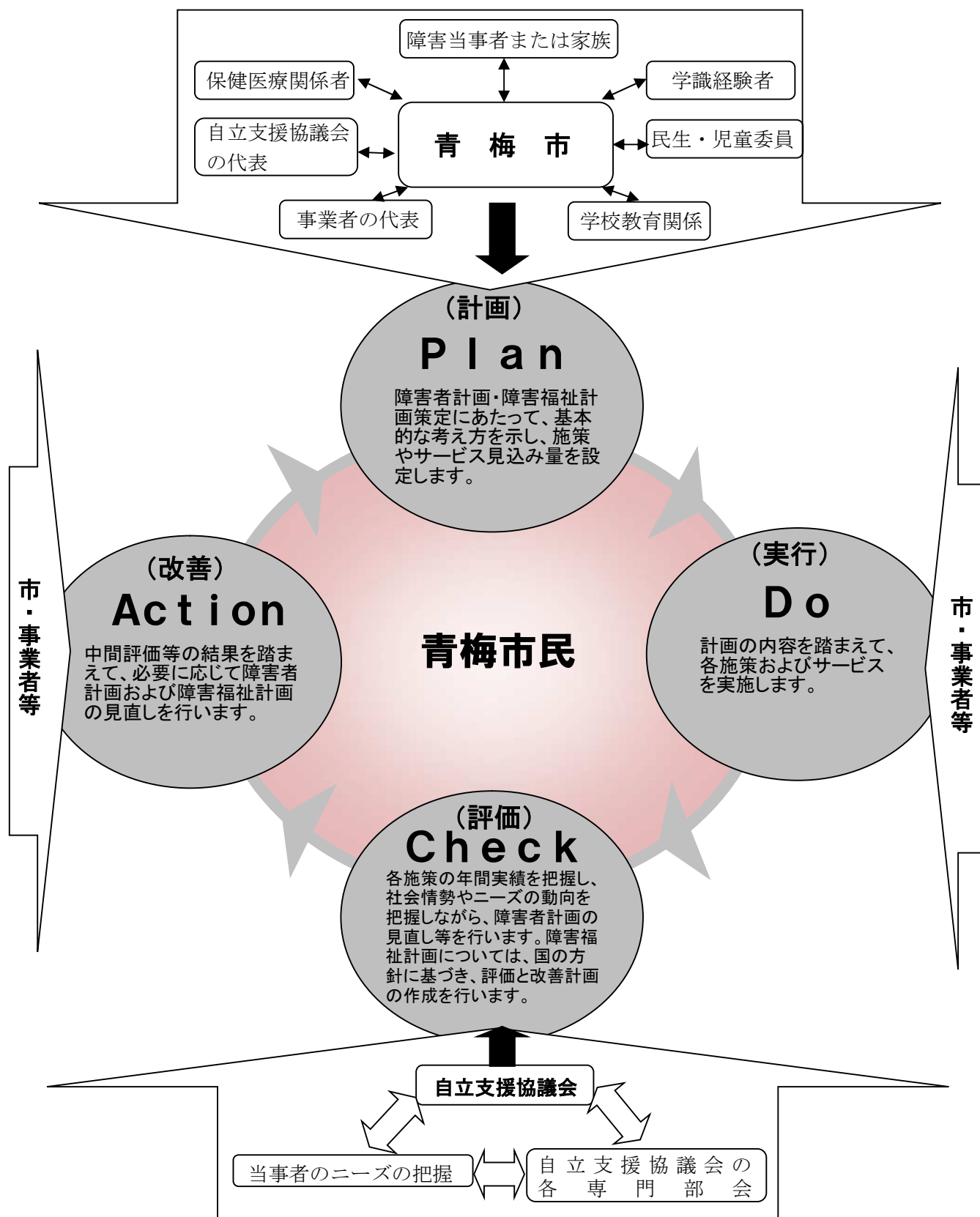
計画の進み具合や実施状況を、分かりやすく点検し、その結果を検討し評価をする作業を自立支援協議会が行う際に、民間企業等が、製品の品質向上や経費削減を検討する際に広く用いている「PDCAサイクル」の考え方を利用します。

「PDCAサイクル」とは、計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結び付け、その結果を次の計画に生かすプロセスのことです。計画の実施状況の点検では、計画推進のための実施方法の検討が（Plan）で、実施が（Do）となります。

このような考えのもとで、計画推進のため、「PDCAサイクル」によるマネジメントの考え方を活用して、今回の計画の実施状況について、自立支援協議会において、毎年、点検・評価を行い、その結果を公表します。

そして、自立支援協議会の評価結果を踏まえ、障害のある方々のニーズに沿ったサービス体制の見直し、必要なサービスの創設などの検討を行い、個々人に対応する極め細やかな施策（計画）が進められるように努力します。

図 PDCAサイクル



3 サービス提供事業者の確保

障害者の社会参加の促進・障害福祉サービスの充実のため、新たな社会福祉法人やNPO法人、民間サービス事業者の参入が考えられるため、必要な障害福祉サービスが提供されるよう、新たな事業所の参入支援を行うとともに、既存の事業者の育成、サービス提供事業者の安定確保に努めます。

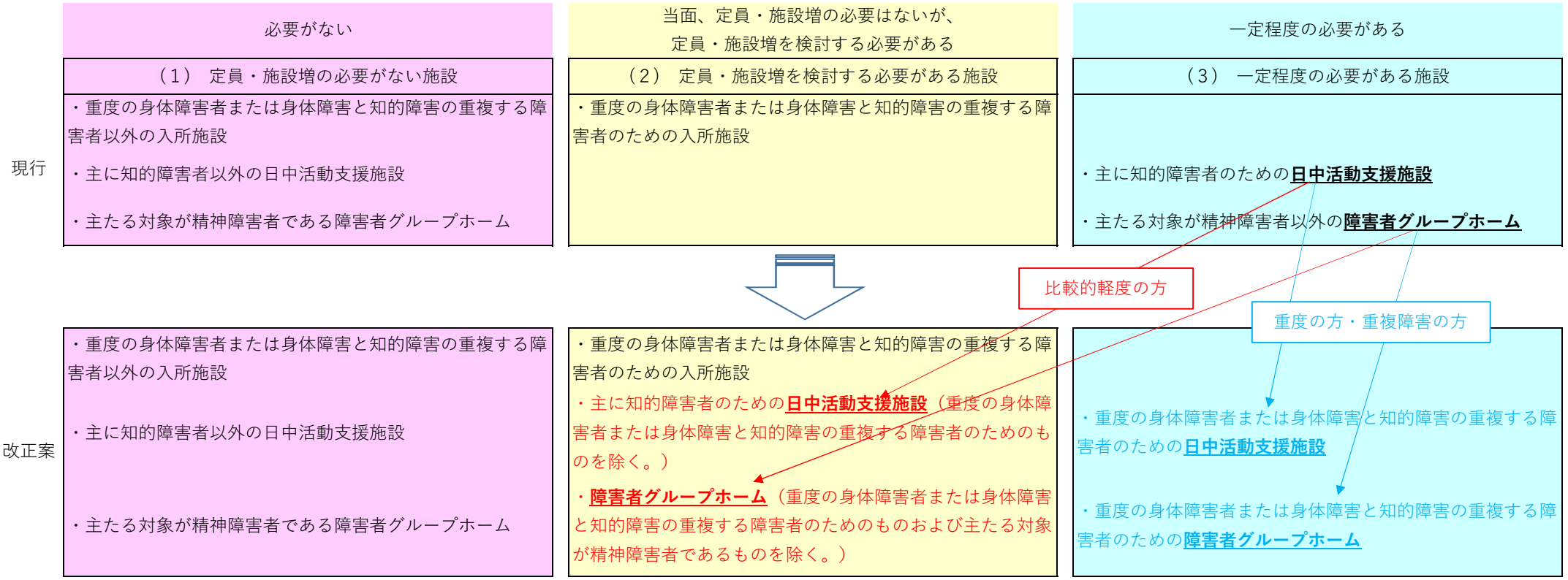
4 サービス提供事業者の質の向上

適切かつ質の高い障害福祉サービスが提供されるよう、サービス提供事業者への情報提供や連絡協議会などを行い、質の向上に努めます。

5 国・東京都・周辺自治体との連携

施策等を推進するに当たっては、国や東京都の補助金および制度を積極的に活用して、その充実を図るとともに、より効果的に施策を推進するために周辺自治体との連携に努めます。





障害者グループホームおよび日中活動施設の状況

【表1】市内事業所の利用状況について

(単位:人)

区 分	市 内 施 設				
	定員(a)	利 用 者 の 内 訳			差 引 (a-b)
		青梅市民	青梅市民 以外	計(b)	
グループホーム(重度)	21	20	1	21	0
グループホーム(中軽度)	277	78	167	245	32
日中活動					
生活介護	315	112	199	311	4
支援施設	就労継続支援A型	20	13	8	21▲1
	就労継続支援B型	350	214	129	3437
	就労移行支援	18	18	6	24▲6

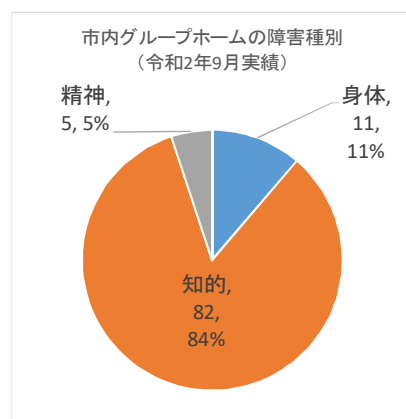
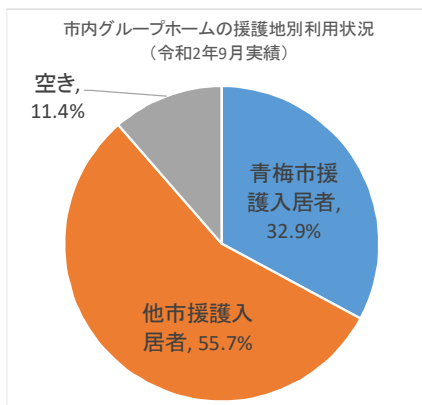
※「利用者の内訳」の「青梅市民以外」は令和2年9月末実績、それ以外は令和元年度末実績

※網掛けは「重度の方」の利用が多い施設

●グループホーム

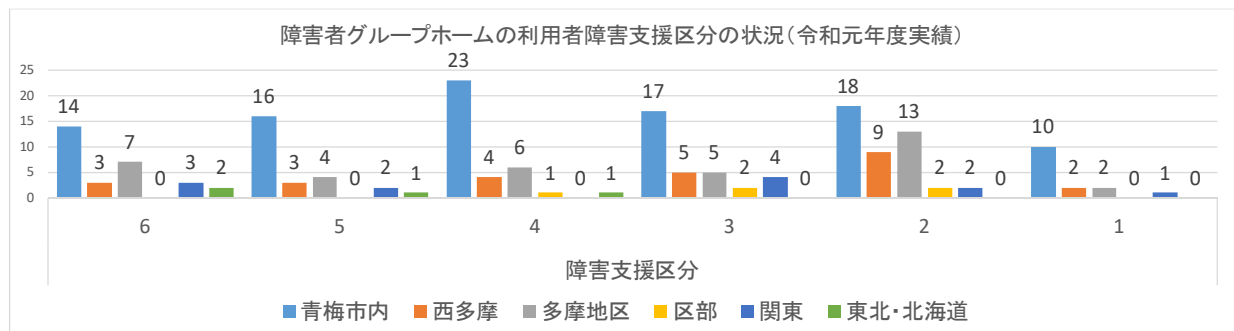
① 市内グループホームの利用状況(令和2年9月実績)

法人数	ユニット数	定員	青梅市援護の入居者					他市援護の入居者					空き
			身体	知的	精神	計	定員に対する比率	身体	知的	精神	計	定員に対する比率	
20	45	298	11	82	5	98	32.9%	3	128	37	168	56.4%	32



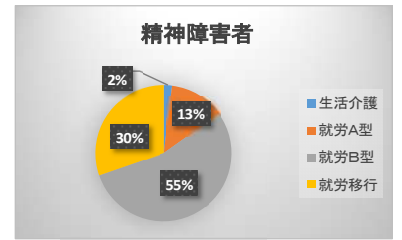
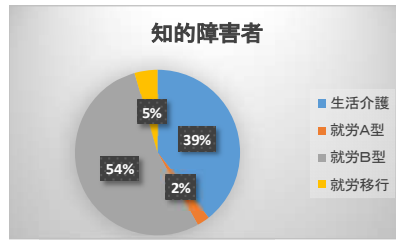
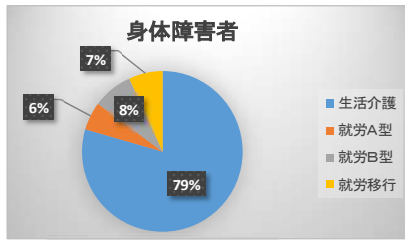
② 青梅市援護者のグループホーム入居状況(令和元年度実績)

	グループホーム			
	市内施設 定員	青梅市援護	他市援護	空き
青梅市内	298	98 32.9%	166 55.7%	34 11.4%
西多摩		26 14.3%		
多摩地区		37 20.3%		
区部		5 2.8%		
関東		12 6.6%		
東北・北海道		4 2.2%		
小 計		84 46.2%		
計		182		



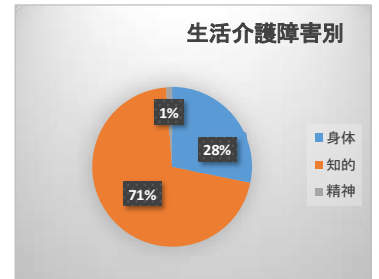
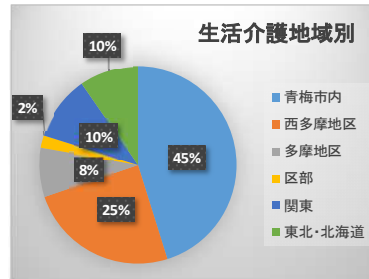
●日中活動施設

①障害種別の利用状況



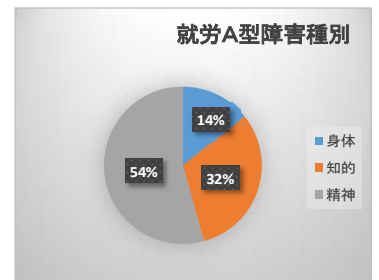
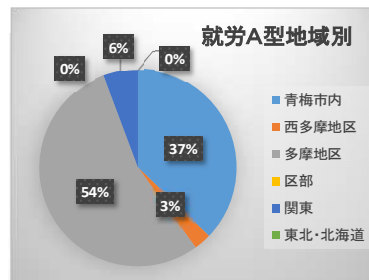
②生活介護の利用状況

	生活介護			
	市内施設定員	青梅市援護	他市援護	空き
青梅市内	315	112	199	4
		35.6%	63.2%	1.3%
西多摩		61		
多摩地区		20		
区部		5		
関東		26		
東北・北海道		24		
小計		136		
計		248		



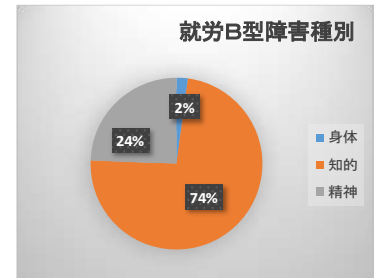
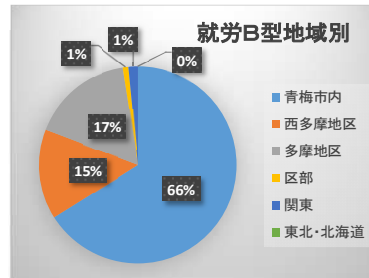
②就労継続支援A型

	就労継続支援A型			
	市内施設定員	青梅市援護	他市援護	空き
青梅市内	20	13	8	▲1
		65.0%	40.0%	-5.0%
西多摩		1		
多摩地区		19		
区部		0		
関東		2		
東北・北海道		0		
小計		22		
計		35		



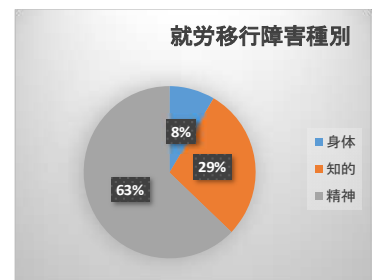
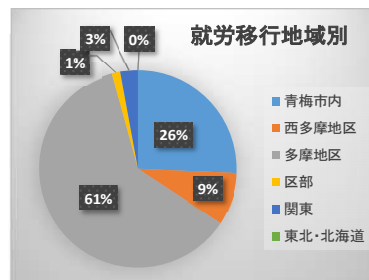
③就労継続支援B型

	就労継続支援B型			
	市内施設定員	青梅市援護	他市援護	空き
青梅市内	350	214	129	7
		61.1%	36.9%	2.0%
西多摩		48		
多摩地区		54		
区部		3		
関東		5		
東北・北海道		0		
小計		110		
計		324		



④就労移行支援

	就労移行支援			
	市内施設定員	青梅市援護	他市援護	空き
青梅市内	18	18	6	▲6
		100.0%	33.3%	-33.3%
西多摩		6		
多摩地区		43		
区部		1		
関東		2		
東北・北海道		0		
小計		52		
計		70		



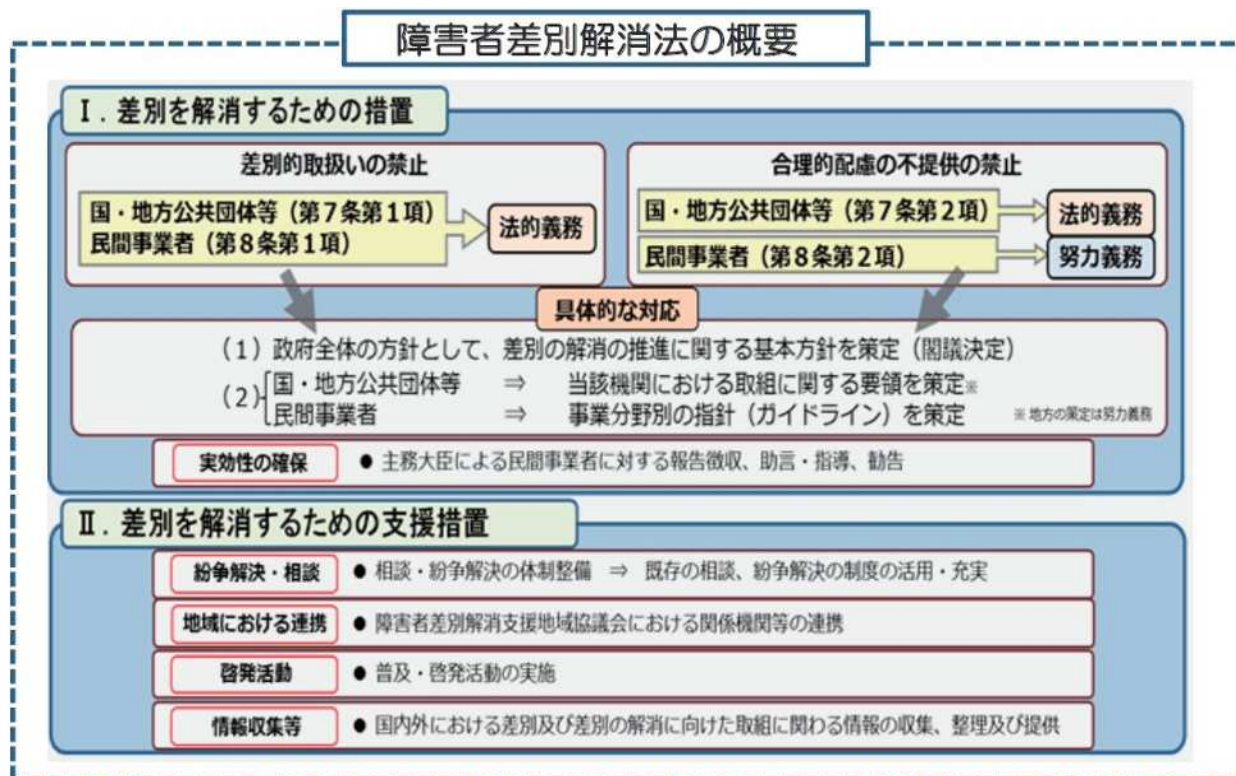
令和2年度 市内における虐待通報等の状況

[illegible]

青梅市障害者差別解消条例の策定について

1 国・都の動向

『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』



『東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例』

	障害者差別解消法		東京都の条例
	行政機関	民間事業者	行政機関・民間事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務	義務

2 現在までの市の対応

『青梅市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』

3 差別解消・権利擁護部会での協議、意見聴取別紙

4 条例名称（仮称）、前文（案）

「だれもがその人らしく暮らし味わいのある生活を送れるまち
青梅市条例」

（前文）

青梅市は、すべての市民が等しく基本的人権を享有する個人として尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有するという認識に立ち、障害の有無にかかわらず、地域で共に支えあいながら、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現を目指しています。

しかしながら、今なお、障害のある人は、日常生活や社会生活において、周囲の障がいおよび障がい者への理解不足や偏見、誤解により不利益な扱いを受けたり、配慮が不十分な社会の仕組みのため、様々な不自由に直面したり、社会の障壁により生きづらさを感じたり、社会への活動や参加が十分に行えていない実情にあります。

青梅市は、障害のある人の権利の擁護等に関する理念がすべての市民に浸透し、障害のある人もない人も同じ地域社会の一員として、互いに尊重しあい、支えあい、いつまでも安全に、安心して心豊かに暮らせる青梅市を目指して、この条例を制定します。

5 今後の予定

1 2 月	条例の素案策定
1 月	パブリックコメント実施
2 月	自立支援協議会の意見聴取
2 月	条例制定 議会 議案作成
3 月	議会